

都市整備常任委員会

番 号	令 8 ・ 12 号	受理月日	令和 8 年 7 月 24 日	付託月日	令和 8 年 9 月 17 日
件 名	不要となったアナログ放送受信障害対策共聴施設の早期撤去に向けた実態調査及び指導等の実施を求める陳情				
請 願 者					
紹介議員					
【要旨】 地上テレビジョン放送がアナログ放送からデジタル放送へ、平成 23 年（2011 年）7 月 24 日の正午に移行されました。 これに伴い、アナログ放送受信障害が解消し、不要となったアナログ放送受信障害対策共聴施設は、その運用を停止し、撤去を要することとなりました。 デジタル放送への移行当時、国（総務省）はマンション管理会社、ビル管理会社、工事業者、ケーブルテレビ事業者等に対しては、不要となったアナログ放送受信障害対策共聴施設の撤去の必要性について、直接、周知を行う一方、アナログ放送受信障害対策共聴施設を有するマンション管理組合に対しては、これらの事業者を通じて間接的に周知することとし、直接周知することはありませんでした。 デジタル放送への移行後、15 年が経過した現在、国からの周知は、総務省近畿総合通信局のホームページ上における、「有線一般放送（共同受信施設（共同アンテナ））の運用を停止される場合」と題した記載及び同ホームページ上に参考として掲載されている「受信障害対策共聴施設運用停止の対応手順」のみです。そのなかで、次のとおり指摘しています。 「放置されますとケーブルの垂れ下がり等により事故につながる恐れがありますので、共架電柱管理者等にご連絡の上、速やかな撤去が必要です。また、不要となった自家柱、ケーブル、機器類などは不法投棄をせずに産業廃棄物処理業者に委託してください。」 国からの周知活動が特別行われていない状況下において、役目を終え不要となったアナログ放送受信障害対策共聴施設を既に撤去しているマンションや、未撤去であるものの、その撤去工事費用に充てるため資金の積立てを行っているマンションがある					

一方、資金の手当てを行うことなく、未撤去のまま放置しているマンションがあります。

その理由は、アナログ放送受信障害対策共聴施設の撤去工事費用が、小規模の施設であっても、100 万円を超える金額となることと比較して、東京電力の電柱を使用している場合、その電柱共架使用料が、1 本当たり年間 2 万円ほどであるため、電柱共架使用料を支払い続けて、不要となったアナログ放送受信障害対策共聴施設を放置することのほうが負担が軽いと、マンション管理組合が判断するからです。

近年、公有地・民有地を問わず、施設や設備の老朽化による人命に関わる事故が社会問題となっています。民有地において発生した大きな事故としては、次の事例を挙げることができます。

神奈川県逗子市、2020 年、マンション敷地内の擁壁の上にある土砂崩れにより、歩行者であった女子生徒の死亡事故。

東京都杉並区、2025 年、土砂崩落防止用の擁壁が崩れ、木造 2 階建て住宅が、向かいのマンション 1 階ベランダを直撃する事故。

そこで行政機関としては、不要となったアナログ放送受信障害対策共聴施設を有しているにもかかわらず、その撤去を行っていないマンションの実態を把握することが必要であると考えます。

アナログ放送受信障害対策共聴施設の有無は、総務省（関東総合通信局）への有線電気通信設備設置届、東電タウンプランニング株式会社への電柱共架申請、株式会社エヌ・ティ・ティ エムイーへの電柱添架申請、道路管理者である国、東京都又は世田谷区への道路占用許可申請書等により確認が可能であると思われます。

併せて「安全確保及び環境保全の観点から、不要となったアナログ放送受信障害対策共聴施設の撤去が必要である」旨の指導等を、建築基準法第 10 条等に基づいて実施し、マンション管理組合における、不要となったアナログ放送受信障害対策共聴施設の撤去に向けた意思決定（総会における決議等）を、強力に後押しすることが望ましいと考えます。

ケーブル等の設備の耐用年数が 20 年から 30 年であることを踏まえますと、老朽化による危険が顕在化するには一定の猶予期間があると思われますが、事故を未然に防ぐためにも早期のご対応をお願い申し上げます。